

アスベスト対策に関する意見書

アスベスト関連製品を製造していた事業所の従業員とその家族や周辺住民が、アスベストが原因と見られる中皮腫などの疾病により死亡していることが各地で報告されている。

中皮腫に代表されるアスベスト関連疾患は、発症までの潜伏期間が数十年と極めて長く、また、アスベストの使用実態等が判然としていないこと、さらに、石綿を使用した建物の解体ピークは2020年から2040年頃にあると見られることから、市民の不安は高まってきており、各自治体においては相談窓口の設置や公共施設における使用状況の把握等を行い、市民の不安払拭に取り組んでいるところである。

国においても「アスベスト問題への当面の対応」として、新たな法的措置など緊急に取り組むべき対策を明らかにしているが、一刻も早い対応が望まれる。

よって、本市議会は、国及び政府に対し、市民の不安を払拭し、安全と安心を確保するため、下記の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

記

1. 国と自治体との相互連携の一層の強化を図るとともに、立入調査及び十分な情報提供を行うなど、専門的な支援体制の構築を推進すること。
2. 自治体が関係住民の継続的な健康診断に取り組めるよう、国と原因企業の責任で技術的及び財政的な支援を図ること。
3. アスベストばく露が原因と見られる健康被害に対する救済を実施するため、新たな法的措置を早急に講じること。
4. 公共施設等におけるアスベストの使用実態を把握するため調査を推進するとともに、除去等の改善に対して十分な支援措置を講じること。
5. 建物の解体や補修に伴うアスベストの飛散防止対策及び適正処理のための廃棄物対策を強化すること。
6. アスベスト含有製品の製造と使用を全面禁止するとともに、回収を早期に達成し、代替化の促進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年9月28日

大 阪 府 茨 木 市 議 会